

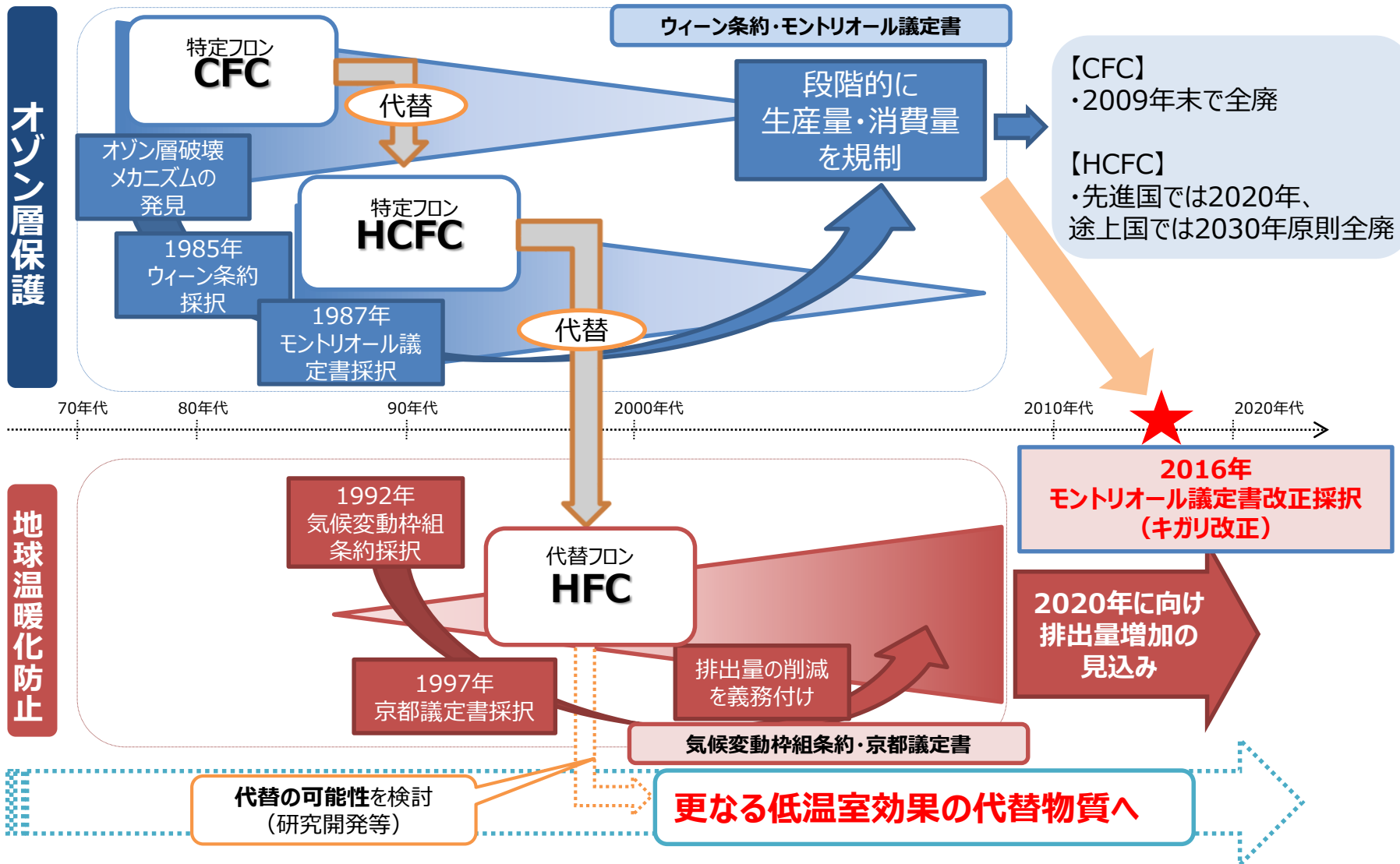
JACB幹事会資料
19-08-14-1
(2019.12.6)

フロンを取り巻く動向と 改正フロン排出抑制法の概要

令和元年12月
経済産業省
オゾン層保護等推進室
横山 康之

国際的なフロン対策 モントリオール議定書

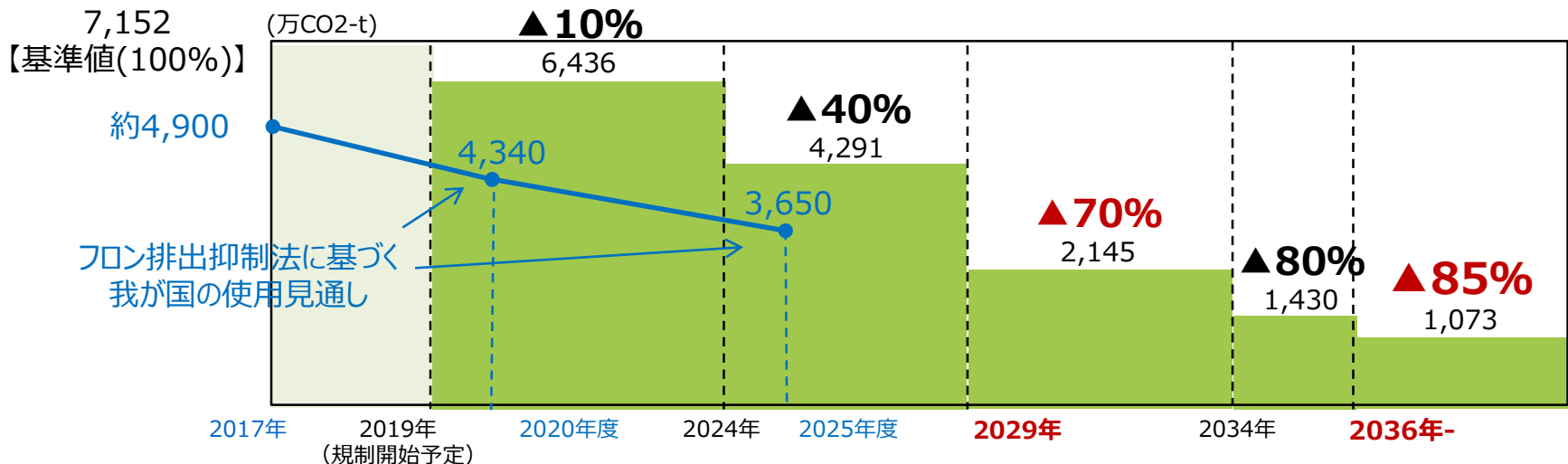
- 国際的な取組として、モントリオール議定書により特定フロンを抑制、オゾン層を保護してきました。
- **2016年には、地球温暖化の防止に貢献するキガリ改正が採択**されました。



モントリオール議定書キガリ改正のポイントと国の取組み

- 2016年10月、ルワンダのキガリにて議定書が改正され、**代替フロン**についても、**生産量・消費量の削減義務**が課されることとなりました。日本は**昨年12月にキガリ改正を受諾**（2019年11月22日時点で89ヶ国が締結）、**2019年1月から規制開始**となっています。
- そのため、**フロン類を製造・輸入する事業者に対して製造量、輸入量を配分**しています。この配分は、キガリ改正を踏まえて改正された「オゾン層保護法」によるもので、**実績を踏まえた形を基本**としています。

モントリオール議定書 キガリ改正に基づく日本全体の消費量の限度の変化



※ 基準値：2011-2013年実績の平均値から計算

日本におけるフロン対策の全体像

- **オゾン層保護法**：モントリオール議定書に基づくフロン類の生産量・消費量の削減のため、**フロン類の製造及び輸入の規制措置**を講ずる法律
- **フロン排出抑制法**：フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン類の引渡義務など、**フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策**を規定する法律
- 他、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でも規定されています。

オゾン層保護法

- フロン類の製造・輸入の規制
(2019年から代替フロンも対象)

フロンメーカー



製品メーカー



ユーザー

エアコン ショーケース

廃棄時のフロン類引渡し

充填・回収の委託

点検・記録

漏えい量算定・報告

整備・修理

一部再生利用

破壊・再生業者

充填回収業者

廃棄物・リサイクル業者

建物解体業者

フロン排出抑制法

- フロン類の排出抑制を目的として、ライフサイクル（生産・使用・回収・破壊等）全体を通じた対策の推進

中・下流については
業務用冷凍空調機器のみが対象
・家電については家電リサイクル法
・カーエアコンについては自動車リサイクル法

2019年フロン排出抑制法改正等の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。
- **2020年4月1日**より施行されます



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上

- **ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入**

(現行：間接罰 (指導→勧告→命令→罰則の4段階) ⇒直接罰 (1段階) へ)

- **廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明 (引取証明書の写し) の交付を義務付け**

(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

機器の点検の記録簿の保存期間を、フロン類の引渡し完了後3年間に延長

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上

- 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け

- 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大

- **解体工事発注者 (ユーザー) に、解体業者等による機器の有無の確認記録 (事前説明書類) の保存を義務付け 等**

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明 (引取証明書の写し) を確認し、確認できない機器の引取りを禁止

(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等